



実践型研修ハウス

新しく農業を始める方や、国の制度により研修生を受け入れる農家に、最長3年間、1人につき原則10アールの園芸用ハウスを貸し出します。

■対象

・市の認める研修（農業次世代人材投資事業（就農準備資金）または香南市担い手支援事業）を修了している方、または終了することが確実な方

・市の認める農業担い手研修生を受入れる市の認めた受入農家

■募集期間

6月1日（水）～6月13日（月）

■募集人数 1人

■申込み方法 農林水産課へ申込書を提出。書類選考後、面談。

■申込み・問い合わせ 市役所農林水産課

農業機械研修

日ごろ農業機械を操作する機会が少ない方を対象とした農業機械研修を行います。農作業安全や農業機械の始業点検から基礎操作が学べます。先着順で受け付けますので、

興味のある方はお早めにお申込みください。受講料無料。

■日時 7月6日（水）、8月17日（水）、2023年1月18日（水）、いずれも9時30分～17時

■場所 高知県立農業担い手育成センター（高岡郡四万十町黒石六六五）

■定員 各回先着10人

■申込み方法

各回開催日の7日前までに電話または、ホームページからお申し込みください。

■ホームページ

<https://www.nogyo.tosa.pref.kochi.lg.jp/sid-2011>

■申込み・問い合わせ 高知県立農業担い手育成センター
☎0880-2410007

就農を支援します

新規就農のための補助金を用意しています。各事業とも要件がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

▼担い手育成センター

研修支援事業

高知県立農業担い手育成センターで、就農に必要な基礎知識から先進技術を学ぶ研修費を補助します。

■交付金額

1日の研修費520円の2分の1
■対象 15歳以上65歳未満の方

▼農業次世代人材投資事業（就農準備資金）

青年就農者の確保および育成を図るため、就農研修中の方に交付します。

■交付金額

年間150万円（最長2年）

■対象 50歳未満

▼農業次世代人材投資事業（経営開始資金）

青年就農者の確保および育成を図るため、就農直後の青年就農者の方に交付します。

■交付金額

年間150万円を最長3年間、定額助成可能（所得要件有）

■対象 50歳未満で独立自営就農して5年未満の方（青年等就農計画等の要件あり）

▼農業後継者推進事業

就農直後の不安定な経営に對して、三親等以内の後継者に補助します。

■交付金額 年間100万円

■対象

50歳未満で農業経営を開始または従事して5年未満の方

▼担い手育成支援事業

①青年農業者支援区分

受入農家のもとで、農業研修を行う方を補助します。

■交付金額 年間30万円以内

■対象 15歳以上50歳未満の方

②専業シニア支援区分

受入農家等研修機関で、農

業研修を行う方を補助します。

■交付金額 年間180万円以内

■対象 50歳以上65歳未満の方

③後継者育成発展支援区分

認定農業者等の元に、Uターン就農した農家子弟の研修費を補助します。

■交付金額 120万円以内

■申込み・問い合わせ

市役所農林水産課

その他

香南市企業魅力発信 動画制作支援補助金

自社の魅力や人材採用に関する情報などを動画で発信しようとする市内の中小企業者等に、動画制作費の一部を助成する事業を行っています。詳細はホームページをご確認ください。

■対象事業者

香南市内に事業所等があり、市税の滞納がない事業者

■対象となる動画

・動画制作に係る業務の一部または、全部を外部事業者に委託すること

・動画投稿サイトや自社のホームページなど、不特定多数の方が閲覧できる媒体に公開

香南市未来人材育成 奨学金返還助成事業

人材の確保と市への定着を図ることを目的に、市内在住で市内に事業所等を有する事業主に雇用されている方、または香南市で起業する方を対象に、借り入れた奨学金の一部を助成する事業を行っています。

■対象要件

- ・香南市に住所を有し、現に居住しており、大学等を卒業、または修了した40歳未満の方
- ・令和2年4月1日以降に香南市に事業所を有する事業主（第一次産業を除く個人または法人等）に正規雇用され、継続して勤務する方または令和2年4月1日以降に香南市で起業する方（第一次産業を除く）
- ・市区町村税に滞納がない方
- ・奨学金等の返還に滞納がない方

■助成金額

当該年度に返還した奨学金の2分の1の額、または市内に居住し就労した期間（月数）に10,000円を乗じた額のいずれか少ない方の額。

■助成期間 奨学金借入期間の2倍の期間まで（申請年度から最長8年）

助成を希望する方は、まず

児童手当制度の一部が変わります!!

児童手当は、家庭生活の安定と、これからの社会を担う子どもの健やかな成長のために、中学生までのお子さんを養育している方に支給するものです。



■支給対象／0歳～中学生までのお子さんを養育している方

■所得制限および所得上限額／（令和4年6月から適用）

■支給額	
0～3歳未満	15,000円/月
3歳～小学生（第1,2子）	10,000円/月
3歳～小学生（第3子以降）	15,000円/月
中学生	10,000円/月
所得制限以上所得上限額未満の方の子ども	5,000円/月
所得上限額以上の方の子ども	支給なし

扶養親族等の数	所得制限限度額 （平成24年6月以降適用）	所得上限額 （令和4年6月以降適用）
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
4人	774万円	1,010万円
5人	812万円	1,048万円

■支給時期／原則として毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分まで（4カ月分）が支給されます。支給日は各月の10日です。

※ただし、10日が金融機関の休日にあたる場合は、その直前の平日に支給します

★2～5月分の手当は

6/10（金）が
定期支給日です。

※個別に支払通知はしませんので、通帳で入金を確認してください



◆問い合わせ◆
市役所市民保険課 年金・乳幼児医療係
児童手当担当 ☎57-8506

現況届の
提出が原則不要
になります!

お子さんの養育状況が変わっていなければ、現況届の提出は原則不要です。ただし、下記に該当する方は、これまでどおり現況届の提出が必要です。例年どおり現況届を送付しますので、6月1日以降にご提出ください。

- ・未成年後見人、施設・里親の受給者の方
- ・離婚協議中で、配偶者と別居されている方
- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地在実際の居住地と異なる方
- ・お子さんの住民票がない方
- ・その他、状況を確認する必要がある方



6月定例議会の主な予定

- 開会／6月1日（水）9:30～
- 一般質問／6月8日（水）・9日（木）・10日（金）
- 議案質疑・付託・委員会審査等／6月13日（月）・14日（火）
- 閉会／6月23日（木）

問 市議会事務局 ☎ 57-8513

■問い合わせ

市役所商工観光課

ください。

詳細はホームページをご確認ください。

・ほかの奨学金返還制度の適用を受けていないことの誓約書（様式第2号別紙）

紙または起業を証明するもの

・在職証明書（様式第1号別紙）

・大学等を卒業し、または修了したことを証明する書類

・市区町村税の滞納がないこと

の証明書

・市区町村税の滞納がないこと

・奨学金の返還証明書またはこれに準ずるもの

・住民票の写し

・奨学金の返還証明書またはこれに準ずるもの

・大学等を卒業し、または修了したことを証明する書類

・市区町村税の滞納がないこと

の証明書

・市区町村税の滞納がないこと

・奨学金の返還証明書またはこれに準ずるもの

・大学等を卒業し、または修了したことを証明する書類

・市区町村税の滞納がないこと

の証明書

広告

マイカーと乗り換えなしで安くて便利な高速バスで、京阪神・四国内へらくらくアクセス! 高速バスへの送迎にもご利用いただけます!

「高知中央インター」高速バスのりば

無料駐車場（事前予約制）約200台完備!

●ご予約・お問い合わせ...ジェイアール四国バス(株) 予約センター
☎088-866-2489 (予約受付時間 9:00～18:00)

詳しくはこちら

ジェイアール四国バス

■問い合わせ

市役所商工観光課

・短時間（約5分程度）で視聴できるような構成であること

■申請手続き

助成を希望する事業者はまず市商工会の助言等を受け、その後、以下の申請書類を商工観光課へ提出してください。

・香南市内で事業を行っていることが客観的に確認できる書類

・市税の滞納のない旨の証明書

・動画制作に係る見積書の写し

・補助金の支払先口座が確認できる通帳の写し（申請者と口座名義が同一のもの）

■問い合わせ

市役所商工観光課